

岡崎市告示第 445 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定により、特定有害物質によって汚染されているとして指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成 19 年 12 月 3 日

岡崎市長 柴田 紘



1 指定を解除する区域

岡崎市上六名三丁目 9 番地 1、9 番地 19、9 番地 22、9 番地 23 及び 9 番地 27 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

備考 平成 19 年 9 月 28 日付けで提出された汚染土壤除去に関する措置完了報告書により、汚染土壤の除去を確認し、指定を解除することとなった。